

公 表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会教育長、久留米市高良内財産区管理者及び久留米市田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年5月31日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 3 年度

部局名： 環境部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	事務監査	会計年度任用職員任用事務	会計年度任用職員の宣誓書に日付が記載されていないものがある。	ご指摘を受けた宣誓書に、日付を記入いたしました。新たに勤務することとなった会計年度任用職員の宣誓書については、日付を記入しております。
指摘事項	事務監査	審議会等事務	附属機関等の会議について、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。	会議資料と議事録をホームページに掲載しました。今後は、審議会事務の中にホームページ掲載作業を組み込み、確実に掲載してまいります。
指摘事項	財務監査	現金取扱事務	釣銭を収納している手提げ金庫の表面に、暗証番号が記載されているものがある。	金庫に記載されていた暗証番号を除去しました。
指摘事項	財務監査	給油チケット管理事務	燃料給油チケット（ガソリン券）1枚を紛失している。また、課名及び注入者名を記載していないものがある。	給油券の紛失の再発防止策として、券を剥き身の状態で持ち出しせず、指定のフォルダに挟んだ状態での持ち出しとすることを原則としました。また、課名及び注入者名について、記載を行いました。
指摘事項	財務監査	郵便切手等管理事務	（1）保管している切手について、現在数と受払簿の残数が一致しないもの、前年度からの繰越枚数が一致しないものがある。	受払簿について修正を行いました。受払及び繰越処理を行う際は、複数人で確認を行っております。
指摘事項	財務監査	郵便切手等管理事務	（2）切手受払簿の定期的な現物照合を行った事跡が確認できないものがある。	令和4年度より月に1回職員の現物照合を行い、その事跡を残すようにしました。
指摘事項	財務監査	契約事務	（1） 消耗品の購入に当たり、見積日及び物品購入契約伺の発注日が記載されていないものがある。	必要事項の記入については、複数人で内容を確認しております。
指摘事項	財務監査	契約事務	（2） 契約事務において、契約解除の要件を限定しているものがあり、久留米市にとって不利な内容になっているものがある。	改正民法にかかる契約書の変更点等を課内で情報共有し、適正な契約事務に努めます。
指摘事項	財務監査	契約事務	（3） 契約の締結において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書の提出がなされていないものがある。	契約相手から誓約書を徴取しました。今後は誓約書の提出状況を確認し、適正な契約事務に努めます。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務	（1） 補助金等交付事務において、補助対象者の要件や申込期間の取扱いが、要綱と一致していないものがある。	生ごみ処理容器購入費等補助金について、令和4年度補助申請より、事業計画書に申込期間を記載しています。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務	（2） 申請者に交付すべき補助金等交付決定通知書が交付されていないものがある。	交付されていなかった補助金等交付決定通知書について速やかに交付を行いました。
指摘事項	財務監査	物品管理事務	備品を処分しているにもかかわらず、所定の事務手続をしていないものがある。	監査当時存在しなかった「灰皿」については備品台帳の修正を行いました。現在使用していない「ミニローリー」「洗濯機」については売却処分を行い次第台帳を修正いたします。

指摘事項等				措置状況等
意見	事務 監査		本市は、平成１７年の１市４町合併以来、市外２か所を含む全４か所の中間処理施設でごみ処理を行っている。市外処理をしている北野地域は、令和４年度末をもって甘木・朝倉・三井環境施設組合を脱退することになった。残る田主丸地域は令和９年度末に、うきは久留米環境施設組合から脱退する協議を進めている。 平成５年４月に稼働開始した上津クリーンセンターは、損耗や経年劣化のため、令和１０年度中の稼働を目途に建替える計画である。 令和１０年度からは田主丸・北野地域のごみは市内２か所の中間処理施設で受け入れる予定である。分別収集制度の統一とごみ排出抑制の取組みを推進されたい。上津クリーンセンター建替えの方向性や進め方の決定にあたっては、議会との議論が不可欠である。建設計画は、将来的なごみ排出量を推計し、長期にわたり安定的な運営が可能となるよう策定されたい。建設や維持管理には巨額の事業費を要する。設計及び建設費積算にあたっては、工学や建築実務の専門家の助力を得ることを検討されたい。中間処理施設及び最終処分場の運営においては、モニタリングと市民への情報提供を適切に行い、市民との協働による安全監視を進め、適正な維持管理に努められたい。	北野地域の分別収集制度につきましては、令和４年度末の脱退に伴う市内処理に向けて分別制度統一に関するまちづくり振興会などへの説明会を令和３年７月末から令和４年３月末にかけて１１回実施しました。田主丸地域においても令和９年度末の一部組合脱退に伴う市内処理に向けて、制度統一の準備を行っております。いずれの地域も市内処理への円滑な移行に努めるとともに、引き続きごみ排出抑制に向けた啓発等も推進してまいります。 上津クリーンセンター建替えについては、施設整備基本計画を令和４年３月の建設常任委員会に報告いたしました。今後この計画の下、長期にわたり安定的な運営が可能となるよう施設整備に向けた取組みを進めてまいります。整備内容や事業者選定の基準については、外部専門家を含めた選定委員会の設置に向けて準備を進めてまいります。 中間処理施設及び最終処分場の運転については、２４時間体制で監視し、特に、排ガスや水質中に含まれる有害物質について、毎年、定期的に検査を行っています。令和３年度に行った検査結果は全て基準値内でした。また、各施設の周辺住民を中心とした組織である「宮ノ陣クリーンセンター運営等連絡協議会」、「上津クリーンセンター連絡協議会」、「杉谷最終処分場連絡協議会」及び、専門家を中心とした附属機関「久留米市ごみ処理施設等監視委員会」へ定期的に報告しており、令和３年度につきましても、会議等において各組織に報告を行いました。更に、ホームページにおける公表も行っております。 引き続き、施設運営にあたっては、市民との協働による厳正な安全監視と市民への適切な情報提供により、適正な維持管理に努めて参ります。